

社会福祉法人津貫福祉会評議員規程

(評議員の定数)

第1条 この法人には、次の評議員をおく。

1 評議員 7名

- 2 評議員の選任にあたっては、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならない。また、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が、含まれてはならない。

(構成等)

第3条 評議員会は、評議員全員をもって構成する。

- 2 説明を求められた場合に回答できる理事長等及び監事のうち少なくとも1名が代表理事又は監事として出席しなければならない。

(評議員会)

第2条 この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。但し日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が召集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、本坊睦子理事が召集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 評議員会に議長を置き、代表理事をもってあてる。
- 5 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して書面をもって行う。
- 6 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 7 理事会の議事は、理事総数の過半数で決定し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 同条6項の規程にもかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(理事等の報告又は説明及び説明義務者)

第3条 議長は、招集通知に記載した議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を得て、職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 業務執行に関する説明義務者は、理事が説明を行い、監査業務については各監事が説明を行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。この場合、理事は、議長の許可を受けた上で、

職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

(議事録)

第4条 評議員の議事については、法令で定めるところにより書面（又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載（又は記録）して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出した議事録署名人名2名の署名又は記名押印をしなければならない

(評議員の任期)

第6条 評議員の任期は選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終の定時評議員会の終結の時までとする。但し、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は、定款第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(日当等の支給)

第7条 この法人の評議員会に出席した場合、日当又は交通費を支給する。

- 2 理事長は評議員から出張の申し出があった場合は次のように取り扱う。

日当旅費 評議員5, 000円

(海外研修)

第8条 役員及び職員より海外研修、視察、旅行の申し出があった場合、理事長はその旅行内容により、旅行期間に前後1日を加えた期間を本人に通知する。

- 2 海外研修の費用については、本部会計又は施設会計に余裕ある場合、次のように取り扱うことができる。
 - 1 海外研修の費用の一部が地方公共団体や日本船舶振興会等の公共団体の補助によって賄われる場合。
 - 一 自己の負担額を上限として補助することができる
 - 2 海外研修の費用の補助はなくても、地方公共団体や日本保育協会等の公の団体が主催し、福祉、乳幼児教育上の明確な目的をもった海外研修の場合。
 - 一 自宅より出発空港又は海港までの運賃、又は宿泊費、交通費、日当については第7条の規定に準ずる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成29年4月1日より実施する
この規程は令和2年4月1日より実施する。